

【判例研究】

バスマットによる保険対象建物の床の汚損が
家庭用火災保険契約における
「不測かつ突発的な事故」に当たらないとされた事例

来住野 究

名古屋高裁令和2年11月11日判決
令和2年（ツ）第28号保険金請求上告事件
判時2496号21頁

〔事 実〕

X（原告・控訴人・上告人）と損害保険会社Y（被告・被控訴人・被上告人）は、平成28年6月20日、名古屋市東区の本件建物を対象とする家庭用火災保険契約（本件保険契約）を締結した。保険期間は、平成28年6月29日午前零時から平成33年6月29日午後4時までであり、補償内容は、建物・家財等に関する補償として、破損、汚損等に関し、損害の額から免責金額1万円を差し引いた額について、1550万円を限度に損害保険金を支払うというものである。

本件保険契約の普通保険約款（本件保険約款）3条は、保険金を支払う事故として、破損、汚損等を挙げ、これは不測かつ突発的な事故をいうと定めている。本件保険約款4条は、保険金を支払わない損害として、消耗劣化、虫食い等による損害を挙げ、これは保険の対象の自然の消耗若しくは劣化又は性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵若しくは自然発熱その他類似の事由又はねずみ食い、虫食い等によってその

バスマットによる保険対象建物の床の汚損が家庭用火災保険契約における「不測かつ突発的な事故」に当たらないとされた事例

部分に生じた損害をいうと定めている。

Xの妻の母であるAは、平成28年9月25日、バスマット（本件バスマット）を購入し、本件建物の洗面台の床に敷いて使用していた。平成29年9月中旬頃、Aが本件バスマットをめくろうとしたところ、本件バスマット裏面の滑り止め粘着部分が床に張り付いており、床がシミ状に変色していた（本件変色）。その原因は、本件建物の床の塩化ビニル系クッションフロアーに使用されていた可塑剤のフタル酸エステルが溶け出し、本件バスマットの滑り止め樹脂に移染し、その際にフタル酸エステルの影響で滑り止め樹脂が溶け出し、塩化ビニル系クッションフロアーに付着したと推測される。そこで、Xは、保険対象建物の床の汚損等という保険事故が発生したと主張して、本件保険契約に基づき、保険金29万1520円及び遅延損害金の支払を求めて訴えを提起した。

Xは、不測かつ突発的な事故とは、偶然に生じた事故、すなわち、契約成立時にその事故の発生が可能であり、その事故の発生・不発生が不確定な事故であれば足りるところ、本件変色は不測かつ突発的な事故に該当すると主張した。

原々審（名古屋簡判令和元年11月18日判時2496号24頁）は、以下のように判示して請求を棄却した。「本件保険契約において、被保険者であるXにおいて、免責事由を含む本件保険契約上の拘束力を有し、仮に本件事故における保険対象に生じた本件建物の洗面所の床面のシミ状の汚損が保険目的の性質、瑕疵、自然損耗等の性質損害には該当しない場合であるとしても、被保険者において保険対象に破損、汚損等が生じながら、破損、汚損等が『不測かつ突発的な事故』に該当しない場合、保険者であるYは保険契約に基づく保険金支払義務が免責されて保険金支払義務を負わないと解するのが相当である。」「本件建物の洗面所の床面のシミ状の変色の形成は、時間の経過とともに、経年的に徐々に進行したもので、また、Xは、本件事故発生の時期を具体的に特定しないことから、本件事故は『発生が不確定な偶然』の『不測かつ突発的な事故』に該当するとはいえない。」

バスマットによる保険対象建物の床の汚損が家庭用火災保険契約における「不測かつ突発的な事故」に当たらないとされた事例

原審（名古屋地判令和2年6月3日判時2496号23頁）は、以下のように判示して控訴を棄却した。「本件保険契約と同一商品である家庭用火災保険……のパンフレットでは、汚損、破損等について、『自動車が飛び込んできて、建物がこわれた。家具をぶつけてドアをこわしてしまった。液晶テレビをテレビ台から誤って落としてこわしてしまった。』といった具体例を用いて説明されていることが認められる。これらの具体例や突発的という言葉からすると、急激に生じるのではなく、一定の時間の経過に伴って生じる事象については、本件保険約款3条所定の汚損等に係る不測かつ突発的な事故に当たらないと解するのが相当である。」

これに対して、Xは、概ね以下の通り主張して上告した。本件保険約款の解釈に際して「疑わしくは、約款使用者に不利に」解釈するとの準則に従うべきであり、「不測かつ突発的な事故」という本件保険約款は、一義的かつ明確に解釈できない以上、対象となる保険事故が何かについては、本件保険契約の解釈ないし保険契約当事者の意思解釈をすべきである。「不測かつ突発的な事故」と規定された趣旨は、保険事故の偶発性を規定したことにあると捉えることができ、一般に保険事故の偶然性は、保険契約者の主観的なもので足りると解されているから、保険契約者の主観に基づいて不測かつ偶発的な事故であるといえれば保険事故に当たるといべきである。本件保険契約の保険契約者であるXの主観に基づけば、本件変色は発見から1週間以内に生じたものであるから、不測かつ突発的な事故に当たるといべきである。

〔判 旨〕 上告棄却

「原審は、本件パンフレットに示された具体例や本件保険約款3条の『突発的』との文言に基づいて、急激に生じるのではなく、一定の時間の経過に伴って生じる事象は『突発的』には該当しないと解しており、文言上特段無理のある解

バスマットによる保険対象建物の床の汚損が家庭用火災保険契約における「不測かつ突発的な事故」に当たらないとされた事例

積であるとはいえ、自然な解釈であり、Xの主張する準則に反しているとはいえない。かえって、客観的に長期間の経過に伴って生じた事象に関して、保険契約者が当該事象を発見するまで気づかなかったという主観をもって突発的と解するとすれば、発見時を捉えて、常に突発的とされてしまう可能性すらあり、当該要件を設けた趣旨が没却されかねないから、このような解釈は採用し難い。」

〔研究〕

1 本件は、損害保険において約款上保険事故とされる「不測かつ突発的な事故」に当たるかが争われた事例である。本件バスマットによる保険対象建物の床の汚損（本件変色）が「不測」の事故に当たること異論はなからう⁽¹⁾。他方で、「突発的」という文言を素直に理解すれば、事故が極めて短期間に発生することを意味するが⁽²⁾、本件変色は相応の時間の経過によって生じたものであるから、「突発的」という文言の文理解釈としては、これに当てはまらないことは明らかである。

「不測かつ突発的な事故」の意義に言及している判例としては、東京地判平成25年12月26日LEX/DB25516802があり、「商法（平成20年法律第57号による改正前のもの）629条の『偶然ナル一定ノ事故』と同様、保険契約成立時において発生又は不発生が不確定な事故をいう」と判示し、機械保険における漏水事故がこれにあたるとしたが、これは「不測」の解釈にすぎず、「突発的」の意義は明らかでない。この判例に対しては、①「不測かつ突発的な事故」は保険契約成立時の要件ではなく保険事故の要件として規定されていること、②「偶然」ではなく「不測かつ突発的な」という文言をあえて使用していることを考慮すれば、「不測かつ突発的な事故」という概念は、保険法2条6号（旧商法629条）にいう偶然性と同義であるとは解されず、補償の対象となる保険事故

バスマットによる保険対象建物の床の汚損が家庭用火災保険契約における「不測かつ突発的な事故」に当たらないとされた事例

を一定の範囲に限定する趣旨の規定と解するが相当であるとの指摘があるにすぎない⁽³⁾。判例・学説上、「突発的な事故」の意義に関する議論の蓄積はない。

一方、傷害保険の約款では、保険事故は「急激かつ偶然な外来の事故」による身体の損傷とされており⁽⁴⁾、生命保険における災害関係特約では、保険事故は不慮の事故を直接の原因とする死亡または身体障害であり、不慮の事故とは「急激かつ偶発的な外来の事故」と定義されている。このように、急激性・偶然性（偶発性）・外来性が原因事故の要件とされている。そこで、傷害保険における傷害の「急激性」の意義を参考にしながら、損害保険における「突発的な事故」の意義を検討することとする。

2 傷害保険における傷害の原因事故の「急激性」とは、事故が突発的に発生し、事故から結果として傷害が発生するまでの経過が直接的で時間的間隔がないことをいうと一般に説明される⁽⁵⁾。この要件は、身体の衰弱・病気・体質などを原因として長時間にわたって身体に作用したことによる傷害を排除するものである⁽⁶⁾。したがって、継続的に有毒物質を吸入したことによる中毒、キーパンチャーの腱鞘炎、長時間の歩行による靴擦れなどは、急激性が否定される。かかる急激性が要件とされるのは、原因となる事故から身体への作用までの間に時間的間隔があくと、内部的原因と外部的原因のいずれによるものか、被保険者にとって偶発的なものかの判断が困難となるからであると説明される⁽⁷⁾。

急激性に予見可能性と回避可能性という2要素を含める見解もある⁽⁸⁾。過労死の急激性を否定した東京地判平成9年2月3日判タ952号272頁も、「事故の急激性とは、事故から結果（傷害）の発生までに時間的間隔がなく、事故の通常の経過に際して被保険者が傷害事故の結果を自己への作用の瞬間にもはや回避し得ないような状況にあることをいうものと解すべきであり、事故が漸進的・反復的作用によるものであるときには、被保険者がその毀傷的な結果を予見し回避することが可能であるから、急激であるということはできない。」と判示し、急激性の判断において予見・回避可能性を考慮している。もっとも、

バスマットによる保険対象建物の床の汚損が家庭用火災保険契約における「不測かつ突発的な事故」に当たらないとされた事例

この見解は論者によってニュアンスが異なる。急激性はあくまでも時間的な要素に着目した要件であり、そこには時間的な間隔があれば結果としての予知と回避が可能であるという趣旨も含まれているということに照らせば、当該事案における予知と回避の可能性の有無にも着目して相対的に判断すべきであるとの見解がある⁽⁹⁾。一方、一定の時間的間隔があっても、事故発生に関する予見不能またはそれによる傷害発生に対する回避不能の事例における被保険者を救済し、時間的間隔の短さという急激性の形式的な判断基準の限界を克服しようとする見解もある⁽¹⁰⁾。後者の見解は、熱中症⁽¹¹⁾・低体温症⁽¹²⁾など相応の時間を経過して発症する事故による場合にも保険保護を認めようとするものである。

また、予見不能性・不可避性は偶然性の概念に含まれるし、漸進的作用により発症する不可避の傷害もあるとして、急激性は偶然性と外来性を補完する役割を担うものと位置づける見解もある⁽¹³⁾。この見解によれば、急激性は事故の独立した要件ではなく、急激性のない事故による傷害も保険事故となりうる。

思うに、急激な事故とは、短時間で傷害を生ぜしめる事故と解するのが自然であろう。しかし、これは、傷害を生ぜしめる事故は急激であるのが通常である⁽¹⁴⁾との想定に基づいているにすぎず、短時間で傷害を生ぜしめない事故を一切排除するものではなかろう。長期間にわたる身体への反復継続的な作用の蓄積が傷害として発現する場合を排除できればよいはずである。また、傷害の原因事故は保険期間内に発生することを要すると解すべきところ⁽¹⁵⁾、斬新的作用による傷害では原因事故の発生時期が特定できないおそれがある。そうであれば、どの程度の時間的間隔までを許容するかという難しい問題は残るものの、漸進的に身体に作用する事故であっても、原因事故の発生時期をある程度絞り込める限り、保険保護を認めてよいのではないかと思われる。その判断基準を予見・回避可能性の有無に求めることも首肯しうる。急激性に予見不能性・不可避性を要求することは、実質的には被保険者に過失のある事故を排除することにならないかという疑問も提起されるが⁽¹⁶⁾、保険事故の発生を前提として被

バスマットによる保険対象建物の床の汚損が家庭用火災保険契約における「不測かつ突発的な事故」に当たらないとされた事例

保険者の過失により保険者の免責を認めるのではなく、予見不能性・不可避性をもって原因事故の範囲を拡大するものであるから、被保険者の利益を害するものではない⁽¹⁷⁾。

3 傷害保険に関する以上の検討を踏まえて、本件変色が「突発的な事故」に当たるかを検討する。

その際には、本件保険約款3条と4条の関係を考慮することも有益であろう。4条が保険金を支払わない損害として消耗劣化、虫食い等による損害を挙げているのは、「不測かつ突発的な事故」といえない場合の例示と位置づけられるとすれば、本件事故が突発的な事故に当たるかはその例示に含まれるかまたはそれに準ずるかによって判断されることになる。これに対して、3条にいう「不測かつ突発的な事故」に当たるかということと4条にいう保険金を支払わない場合に当たるかということとは基準が異なるとすれば、4条の場合に該当しないからといって直ちに「不測かつ突発的な事故」に該当するとは限らないことになる。本判決と原判決の立場は明らかではないが、原々判決は後者の立場に立っているようである。すなわち、原々判決は、上記に引用していない箇所において、「保険目的の性質、瑕疵、自然損耗等は、因果関係の経緯や保険目的の性質によって生じる可能性が高く、偶然性が全くないといえないものの、一般に偶然性を欠く可能性が高いことから、そうした性質損害については保険事故とはなし得ないと解するのが相当である。」とした上で、「本件建物の洗面所の床面のシミ状の汚損が保険目的の性質、瑕疵、自然損耗等の性質損害には該当しない場合であるとしても、……破損、汚損等が『不測かつ突発的な事故』に該当しない場合、保険者であるYは……保険金支払義務を負わないと解するのが相当である。」と判示している。これは、平成20年改正前商法641条が「保険ノ目的ノ性質若クハ瑕疵、其自然ノ消耗又ハ保険契約者若クハ被保険者ノ悪意若クハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ保険者之ヲ填補スル責ニ任セス」と規定していたことが影響していると思われる⁽¹⁸⁾。しかし、ねずみ食い・

バスマットによる保険対象建物の床の汚損が家庭用火災保険契約における「不測かつ突発的な事故」に当たらないとされた事例

虫食いは性質損害とはいいがたいため、本件保険約款4条は「不測かつ突発的な事故」といえないものの例示と解するのが自然であろう。

思うに、本件保険約款において保険事故の突発性が要件とされているのは、自然損耗・経年劣化など長期間にわたって漸進的な作用によって保険の目的物が破損・汚損する場合を排除する趣旨であるから、必ずしも瞬間的に破損・汚損が生ずる場合に限らないと解すべきである。本件保険約款4条の解釈としても、長期間の漸進的な作用による破損・汚損であれば、人為的な作用に起因する場合まで無条件に保険事故から排除することを意味するわけではない。また、保険事故を「不測かつ突発的な事故」に限定することの機能は、保険の目的物に関する被保険者の杜撰な管理を助長するというモラルハザードを回避することにあると説明されることもあるが⁽¹⁹⁾、そうであれば、適切な管理をしていても生ずる破損・汚損には保険保護を与えるべきであろう。その判断には、本件原々判決も考慮しているように、保険事故の発生時期を特定できるかが重要な基準となるであろう。

本件の場合、原々審の事実認定によれば、Aは掃除等のために本件バスマットをときどき捲り上げていたが、その際には抵抗を感じており、滑り止めの粘着力が強いと思っていたという。そうであれば、本件変色は、本件バスマットを敷き放しにして掃除を怠ったことを原因とするものではなく、不可避に生ずるものであったといえよう。毎週掃除していたとすれば、Xの主張するように、本件変色は発見から1週間以内に生じたということができ、保険事故の発生時期をある程度絞り込むことができる。本件変色が本件バスマットと床の素材の長期間にわたる漸進的な化学反応を原因とするものであっても、保険事故は保険対象建物の床の汚損である以上、本件変色が生じたと合理的に特定できる時期をもって保険事故の発生時期と評価すべきである。確かに、本件バスマットの使用から約1年を経過していることに鑑みれば、それを原因とする本件変色を「突発的な事故」と評価することには抵抗があるが、数日で汚損が生じた場合と区別

バスマットによる保険対象建物の床の汚損が家庭用火災保険契約における「不測かつ突発的な事故」に当たらないとされた事例

することは妥当ではないし、被保険者の過失による破損・汚損であっても補償されることに鑑みれば、被保険者に管理上の帰責性のない破損・汚損について保険保護を否定することは、被保険者保護の均衡を失する。保険期間内に保険事故が発生したことの立証責任は保険金請求者が負うし（本件では汚損の発生時期を特定できる程度の立証が尽くされているかは疑わしい）、汚損の兆候に気づきながら漫然と放置したことにより汚損が発生または拡大したというのであれば、重過失による保険事故招致として保険者を免責したり（保険17条1項）、損害防止義務（保険13条）を怠ったとして保険金額を減額する余地もあるから、本件のように長期間の漸進的作用による汚損であっても、一律に保険事故該当性を否定すべきではない。したがって、本判決は、本件変色が「突発的な事故」に当たるとかについて専ら時間の経過のみをもって判断している点で妥当ではない。

注

- (1) 本件原々判決が本件事故は偶然性を欠くかのように判示していることは妥当ではない。
- (2) 中出哲＝嶋寺基編『企業損害保険の理論と実務』（2021年・成文堂）118頁〔内藤和美執筆〕・179頁〔長尾健執筆〕。
- (3) 中出＝嶋寺編・前掲注(2)178頁〔長尾〕、嶋寺基「判批」金融・商事判例1661号〔保険判例の分析と展開Ⅲ〕（2023年）16頁。
- (4) 傷害保険契約における保険事故は、急激かつ偶然な外来の事故による身体の傷害であると一般に説明されるが、傷害の結果としての「死亡・後遺障害・入通院等」（給付事由：保険66条参照）であると解する見解も有力に主張されている（倉澤康一郎「傷害保険契約の構造再考」『創立六十周年記念損害保険論集』（1994年・損害保険事業総合研究所）837～838頁、鈴木達次「疾病と傷害」塩崎勤＝山下丈編『新・裁判実務大系19 保険関係訴訟法』（2005年・青林書院）379頁、西原慎治「傷害保険契約における保険事故の意義」損害保険研究75巻3号（2013年）342頁以下）。後者の見解によれば、二段階で危険が個別化されていることになるが、本件保険契約では、保険事故たる破損・汚損は「不測かつ突発的な事故」によって個別化されているにすぎない。しかし、かかる違いは、傷害保険における傷害の原因事故に関する解釈を「不測かつ突発的な事故」の解釈に援用することの障害にはならないであろう。

バスマットによる保険対象建物の床の汚損が家庭用火災保険契約における「不測かつ突発的な事故」に当たらないとされた事例

- (5) 石田満『商法Ⅳ（保険法）〔改訂版〕』（1997年・青林書院）347頁、西島梅治『保険法〔第3版〕』（1998年・悠々社）381頁、坂口光男（陳亮補訂）『保険法〔補訂版〕』（2012年・文眞堂）327頁、岡田豊基『現代保険法〔第2版〕』（2017年・中央経済社）377頁、長谷川仁彦＝竹山拓＝岡田洋介『生命・傷害疾病保険法の基礎知識』（2018年・保険毎日新聞社）254頁〔長谷川執筆〕、潘阿憲『保険法概説〔第2版〕』（2018年・中央経済社）300頁、江頭憲治郎『商取引法〔第9版〕』（2022年・弘文堂）547頁など。
- (6) 林輝榮「傷害保険の法的構造」田辺康平＝石田満編『新損害保険双書3新種保険』（1985年・文眞堂）352頁、田中誠二＝原茂太一『新版保険法〔全訂版〕』（1987年・千倉書房）303頁、石田・前掲注(5)347頁、坂口・前掲注(5)327頁、江頭・前掲注(5)547頁。
- (7) 古瀬政敏「生保の傷害特約における保険事故概念をめぐる一考察」保険学雑誌496号（1982年）131頁、潘・前掲注(5)300頁。
- (8) 西島・前掲注(5)381頁。かつては、急激性とは、結果の発生を避けることができない程度に急迫した状態などと説明され（東京海上火災保険編『新損害保険実務講座第9巻新種保険（下）』（1965年・有斐閣）8頁〔奥川昇＝渋谷克彦執筆〕、青山茂樹＝河野秀男『普通傷害保険』金沢理ほか編『新種・自動車保険講座第4巻傷害・新種物保険』（1976年・日本評論社）26頁）、回避可能性が重視されていた。
- (9) 山下友信『保険法（下）』（2022年・有斐閣）198頁。
- (10) 潘・前掲注(5)300頁。山野嘉朗「近時の事故・災害と傷害保険の適用範囲」損害保険研究76巻4号（2015年）8～11頁・16頁もほぼ同旨。吉澤卓哉『傷害保険の約款構造』（2020年・法律文化社）153頁は、原因事故の「事故性」が強く、予測可能性や結果回避可能性がない場合には、時間的な短さはさほど必要とされないとし、竹濱修「傷害保険事故の急激性に関する一考察」立命館法学405・406号（2023年）397～398頁は、傷害を生じさせる事象作用（毀傷的作用）が瞬時または短時間に働くときは、傷害保険事故の急激性要件をそれのみで満たすが、緩慢な毀傷的作用の場合は別の基準で急激性の有無を判断するのが簡明であり、実際の予見・回避可能性を要件として、時間的には瞬時とは異なるやや長めの毀傷的作用の結果までも含めるのが妥当であるとして、急激性要件の解釈の複雑化を主張する。
- (11) もっとも、実際上は、熱中症は原則として傷害保険の補償対象外とされており、特約によって補償されることもある。東京地判平成23年5月13日生命保険判例集23巻247頁は、共済規約上、共済事故の対象である「自然及び環境要因による不慮の事故」から「過度の高温中の気象条件によるもの」（熱中症）が除外されている理由として、「通常、過度の高温になるまで相当の時間的間隔があり、その間に結果発生を予見して回避行動をとり得るから急激性を欠く場合が多いこと」を挙げている。

バスマットによる保険対象建物の床の汚損が家庭用火災保険契約における「不測かつ突発的な事故」に当たらないとされた事例

- (12) 東京地判平成20年3月13日判例体系28220745は、沢に転落して少なくとも11時間程度水に浸かり、低体温の状態で見えられ、その後死亡した事例において、「急激性の要件における、『時間的間隔』がないとは、事故が発生した当時の具体的状況に照らして、原因たる事故の発生と結果たる傷害の発生との間に、結果を回避ないしは軽減するための時間的間隔がないことを意味すると解すべきであり」、「沢に転落してから死亡という結果が生じるまでは一連の出来事であって、この意味での『時間的間隔』はないというべきである。」と判示して、急激性を肯定している。
- (13) 古瀬・前掲注(7)131頁、『新種保険の査定実務—傷害保険編』（1984年・保険毎日新聞社）10頁、山下典孝「保険事故—急激性」損害保険事業総合研究所『傷害保険の法理』（2000年）44頁。
- (14) 東京海上火災保険編・前掲注(8)8頁は、「一般的にわれわれに傷害を被らしめる程度の事故はすべて急激と解して差し支えない。」とする。
- (15) 吉澤・前掲注(10)96頁。傷害保険普通保険約款では、被保険者は、保険期間が始まった後であっても、保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては保険金を支払わない旨定めているため、原因事故の発生時期を基準にしているといえることができる。
- (16) 黒田清行「判批」文研保険事例研究レポート135号（1998年）7頁。
- (17) 武田典浩「判批」保険事例研究レポート483号（2022年）9頁〔潘阿憲コメント〕は、「急激性の判断要素としての予見可能性および回避可能性は、事故が発生した当時、被保険者が置かれていた状況や個人的要素（personenbezogenen）に鑑み、客観的に判断されるものであり、帰責事由としての判断要素の場合とは異なり、予見・回避すべきだったかどうかは問題とならない（もちろん著しい注意義務違反が認められた場合には、急激性の問題ではなく重過失免責の問題となる）。」と述べる。
- (18) 保険法には、保険の目的の性質・瑕疵・自然の消耗による損害について保険者を免責する規定はないが、これらはあらゆる種類の損害保険契約に妥当しうる免責事由ではなく、典型的な保険者の免責事由として法定するのは適当でないこと、特に企業保険の分野においては、これらの事由によって生じた損害についても保険給付を行う損害保険が存在すること、保険者免責の規定は任意規定であるため、これらを免責事由とするかどうかは個々の保険契約の定めによれば委ねれば足りることなどを理由とする（萩本修編『一問一答保険法』（2009年・商事法務）120頁）。
- (19) 企業財産包括保険につき、中出＝嶋寺編・前掲注(2)178頁・180頁〔長尾〕。嶋寺・前掲注(3)16頁は、時間の経過とともに進行する腐食や劣化等の結果として発生する事故については、被保険者が適切な予防策や対応策を講じるべきものといえるため、「突発性」が保険事故の要件とされたと説明する。